

## 船舶事故調査報告書

平成27年3月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成26年6月28日 09時20分ごろ
発生場所	北海道羽幌町羽幌港 羽幌港西防波堤灯台から真方位153°1,100m付近 (概位 北緯44°22.1′ 東経141°42.0′)
事故調査の経過	平成26年7月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十八進洋丸、4.7トン HK3-101053（漁船登録番号）、個人所有 11.02m (Lr) × 3.00m × 0.80m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和59年3月1日
乗組員等に関する情報	船長 男性 54歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成18年2月23日 免許証交付日 平成22年2月24日 (平成28年2月22日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長（以下「本件船長」という。）が1人で乗り組み、たこ箱漁を終えて、羽幌港の羽幌町港町1丁目に所在する岸壁で、水揚げ作業を行っていた。 僚船船長は、対岸に係留中の船上で漁具等の準備作業を行っていたところ、平成26年6月28日09時20分ごろ、本船で、何かが回っているところを認めた後、船首甲板に設置されたブームで吊り上げていた網が落下し、バタンバタンという異音とともに白い合羽が回っている状況を認めた。 僚船船長は、自動車で本船に駆けつけたところ、船体中央の操舵室右舷側外壁に設置された揚網機にロープ（直径約16mmの化学繊維製、以下「本件ロープ」という。）と共に巻き込まれた状態で意識がない本件船長を発見した。

	<p>僚船船長は、所属漁業協同組合に連絡し、同組合職員が119番通報した。</p> <p>本件船長は、救出された後、病院へ搬送されたが10時17分ごろ死亡し、死因は窒息で、多発骨折と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>本件船長は、本事故当時、体調不良を訴えていなかった。</p> <p>本件船長は、合羽上下、ゴム手袋、帽子及び作業用救命胴衣を着用し、長靴を履いていた。</p> <p>本船は、ふだん、たこを水揚げする際、魚倉内のたこを入れた網を、本件ロープ先端のフックに取り付け、本件ロープをブーム先端部及び同基部の各滑車を経由して、揚網機で岸壁の高さまで巻き揚げ、ブームを岸壁上の車両の荷台へ向けた後、たこを荷台に下ろしていた。</p> <p>本船は、発見時、揚網機は運転状態であったが、ローラーがロープの抵抗で回転していなかった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本件船長の死因は、窒息であった。</p> <p>本船は、羽幌港の岸壁において水揚げ作業中、本件船長が本件ロープと共に揚網機に巻き込まれたことから、死亡したのと考えられるが、巻き込まれた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、羽幌港の岸壁において水揚げ作業中、本件船長が本件ロープと共に揚網機に巻き込まれたため、発生したのと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水揚げ作業を行う際は、ロープと共に揚網機に巻き込まれないように着衣の状況等に十分留意すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

